

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	平成20年度第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 村上 和年 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】	(03)3456-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	連結経理部長 村上 和年 (「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については 総務部上級エキスパート 龍 芳泰)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成20年度 第3四半期 連結累計期間	平成20年度 第3四半期 連結会計期間	平成19年度
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	百万円	1,658,133	444,160	2,682,103
経常損益	百万円	4,713	16,141	85,731
四半期(当期)純損益	百万円	4,763	17,535	34,710
純資産額	百万円	-	255,411	328,132
総資産額	百万円	-	1,368,373	1,609,408
1株当たり純資産額	円	-	34.82	21.81
1株当たり四半期(当期) 純損益金額	円	0.86	3.17	6.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	円	-	-	3.81
自己資本比率	%	-	17.89	19.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	40,162	-	188,279
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	69,226	-	48,865
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,069	-	132,593
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円	-	257,965	360,902
従業員数	人	-	33,390	33,202

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高は、消費税等を含んでいない。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

4. 従業員数は就業人員を表示している。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。主要な関係会社について、「3 関係会社の状況」に記載のとおり異動があった。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であった函館三菱自動車販売株式会社については、営業上の取引関係がなくなったこと等により、重要な影響力がなくなったため、持分法適用関連会社ではなくなった。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	33,390 (4,038)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。（役員を除く。）

2. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

### (2) 提出会社における従業員数

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	13,024 (2,507)
---------	----------------

(注) 1. 人員数は、就業人員である。（役員を除く。）

2. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に当第3四半期会計期間の期末人員を外数で表示している。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	平成20年度第3四半期連結会計期間 数量(台) (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
国内	178,259
海外	69,732
合計	247,991

#### (2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	平成20年度第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	数量(台)	金額(百万円)
自動車事業	244,574	441,421
金融事業	-	2,722
消去又は全社	-	15
合計	244,574	444,160

(注) 1. セグメント間の取引については消去又は全社に表示している。

2. 当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	平成20年度第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事株式会社	48,979	11.0

3. 上記数量は、四半期報告書提出時点での速報値である。

4. 上記金額は、消費税等を含んでいない。

## 2【経営上の重要な契約等】

- (1) 当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に係る機関決定又は新規締結はない。
- (2) 当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約の変更及び終了はない。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における事業環境は、9月の米国金融機関の破綻を契機とした金融市場の混乱が、元々減速基調にあった世界経済を未曾有の速さ、広さ、深さで悪化させたことに加え、為替レートも大幅な円高に振れるなど、かつてない厳しい状況へと激変した。

このような中で、当社グループの当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高は4,442億円、営業損失は54億円、経常損失は161億円、四半期純損失は175億円となった。

販売台数（小売）は、日本、北米、欧州及びアジア・その他の全ての地域で減少し、全体では245千台（前年同期比80千台、25%減）となった。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

#### 自動車事業

当第3四半期連結会計期間における自動車事業に係る売上高は4,414億円となり、営業損失は52億円となった。

#### 金融事業

当第3四半期連結会計期間における金融事業に係る売上高は27億円となり、営業損失は3億円となった。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

#### 日本

日本では、売上高は4,023億円となり、営業損失は68億円となった。

#### 北米

北米では、売上高は437億円となり、営業損失は60億円となった。

#### 欧州

欧州では、売上高は835億円となり、営業利益は17億円となった。

#### アジア

アジアでは、売上高は757億円となり、営業利益は59億円となった。

#### その他

その他の地域では、売上高は295億円となり、営業損失は29億円となった。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、2,580億円となり、第2四半期連結会計期間末残高3,076億円に比べ496億円減少した。キャッシュ・フローの状況は次のとおりである。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純損失であったこと、運転資本が減少したこと及び販売金融債権が増加したことなどにより、659億円の支出となった。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資などにより155億円の支出となった。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、タイ等における新規調達などにより438億円の収入となった。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が対処すべき課題について、全世界的な金融、実体経済の急激な変化に迅速かつ柔軟に対応する為に事業構造改革を実行し中期経営計画ステップアップ2010で掲げた基本方針である「将来の成長への基盤づくり」を推進していく。

### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、8,182百万円である。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注)「発行可能株式総数」欄には、平成20年12月31日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,537,898,840	5,537,898,840	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
第1回 A種優先株式	73,000	73,000	-	単元株式数 1株 (注)2,9,10,11
第2回 A種優先株式	25,000	25,000	-	単元株式数 1株 (注)3,9,10,11
第3回 A種優先株式	1,000	1,000	-	単元株式数 1株 (注)4,9,10,11
第1回 G種優先株式	130,000	130,000	-	単元株式数 1株 (注)5,9,10,11
第2回 G種優先株式	168,393	168,393	-	単元株式数 1株 (注)6,9,10,11
第3回 G種優先株式	10,200	10,200	-	単元株式数 1株 (注)7,9,10,11
第4回 G種優先株式	30,000	30,000	-	単元株式数 1株 (注)8,9,10,11
計	5,538,336,433	5,538,336,433	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減及び新株予約権の行使による増加は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。



(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること(以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。)を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left( \begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

3. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は、同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限を30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行} \\ \text{普通株式数}}{\text{1株当たりの}} \times \frac{\text{1株当たりの} \\ \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出した第2回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金額相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

4. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(但し、下限30円とする。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した第3回A種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金額相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

5. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left( \text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

6. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）9（1）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第2回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。



(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行} \\ \text{普通株式数}}{\text{1株当たりの} \\ \text{払込金額}} \times \text{1株当たりの} \\ \text{時価}}{\begin{array}{c} \text{(既発行普通株式数} \\ \text{- 自己株式数)} + \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{c} \text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

7. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left( \text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

8. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第45条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(1)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(2)の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記(注)9(3)に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第4回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たりの} \\ \text{普通株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\left( \text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

## 9. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

10. 当該優先株式においては、優先配当を有しており議決権を有しない。また、単元株式数は、発行価額等を考慮し1株としている。
11. 会社法第322条第2項に定められている事項は定款に定めていない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権、新株予約権付社債及びその他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりである。

平成14年6月25日定時株主総会決議

	提出日の前月末現在 (平成21年1月31日)
新株予約権の数(個)	966
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	966,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	173
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 173 資本組入額 87
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の変更は、優先株の普通株への転換による調整のためである。

優先株の普通株への転換が発生した場合、行使価格の調整は発生都度ではなく発生月翌月に1回のみ行うこととし、発生月の月末日時点の行使価格を当該月の翌月15日より適用する。

発生月の月末日以降翌月15日までの間に、他の事由による普通株式新規発行が生じた場合は、かかる事由による行使価格の調整をおこなう。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。なお、発行日以降、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、行使価格は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価格を調整する。

2. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は社員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員を任期満了により退任した場合、当社社員を定年退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとする。
- (4) 上記のほか、新株予約権割当契約で新株予約権の行使の制限その他に関して定めるものとする。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成20年10月1日 至平成20年12月31日 普通株式	-	5,537,898,840	-	657,350,013	-	433,197,071

## (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿により記載する。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 73,000 第2回A種優先株式 25,000 第3回A種優先株式 1,000 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	-	(注)1.
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 82,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,537,431,000 (注)2.	5,536,906	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 385,840 (注)3.	-	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
発行済株式総数	5,538,336,433	-	-
総株主の議決権	-	5,536,906	-

(注)1.(1)株式の総数等 発行済株式(注)2.~(注)11.を参照。

2.「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式525,000株が含まれている。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数525個が含まれていない。

3.「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式4株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目 33番8号	82,000	-	82,000	0.00
計	-	82,000	-	82,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	平成20年 5月	平成20年 6月	平成20年 7月	平成20年 8月	平成20年 9月	平成20年 10月	平成20年 11月	平成20年 12月
最高(円)	168	187	212	195	180	186	177	161	132
最低(円)	156	161	191	177	158	141	101	131	118

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。



### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### (1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長 ロシア組立事業推進・ MiEV事業統括担当	(代表取締役) 取締役副社長	ステップアップ2010 推進室長	前田 真人	平成20年8月1日
常務取締役	第一海外営業統括部門 担当	常務取締役	ミツビシ・モーターズ・ ノース・アメリカ・インク 社長兼CEO	春成 敬	平成21年1月1日
常務取締役	第二海外営業統括部門 担当 中南米・豪州・NZ 本部長	常務取締役	海外営業統括部門担当 中中ア・豪州・NZ 本部長	菊池 一之	平成21年1月1日

(注) 執行役員の異動は次の通りである。

#### (1) 異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務執行役員	常務補佐	常務執行役員	常務補佐 国内営業改革推進室長	寺尾 勝夫	平成20年11月15日
常務執行役員	副社長補佐	常務執行役員	商品戦略本部長	栗原 信一	平成20年11月15日
常務執行役員	ミツビシ・モーターズ・ ノース・アメリカ・インク 社長兼CEO	常務執行役員	副社長補佐	栗原 信一	平成21年1月1日
常務執行役員	常務補佐 第一海外営業統括部門 担当	常務執行役員	常務補佐 海外営業統括部門担当	小西 正秀	平成21年1月1日
執行役員	商品戦略本部長	執行役員	プロダクトエグゼクティブ (RV1商品開発プロジェ クト担当)	上杉 雅勇	平成20年11月15日
執行役員	国内営業本部長	執行役員	開発本部長兼原価低減 活動推進室長	中尾 龍吾	平成20年11月15日
執行役員	アジア・アセアン本部長	執行役員	国内営業本部長	熊井 久善	平成20年11月15日
執行役員	北アジア本部長	執行役員	アジア・アセアン本部長	服部 俊彦	平成20年11月15日
執行役員	副社長補佐	執行役員	管理本部長	淵田 敬三	平成20年11月15日
執行役員	ミツビシ・モーターズ・ ノース・アメリカ・インク 副社長	執行役員	副社長補佐	淵田 敬三	平成21年1月1日
執行役員	海外業務管理本部長兼 海外計画部長兼常務補佐 兼ステップアップ2010 推進室副社長補佐	執行役員	海外業務管理本部長兼 海外計画部長兼ステップ アップ2010推進室副社長補 佐	横澤 陽一	平成21年1月1日
執行役員	欧州・中東ア本部長	執行役員	欧州本部長	須藤 敏文	平成21年1月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成20年度第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び平成20年度第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成20年度第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	平成19年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	267,965	355,896
受取手形及び売掛金	3 94,371	3 174,076
有価証券	2,571	5,754
商品及び製品	165,065	174,999
仕掛品	31,063	73,058
原材料及び貯蔵品	62,859	51,586
その他	129,304	3 139,658
貸倒引当金	8,276	10,897
流動資産合計	744,924	964,133
固定資産		
有形固定資産	1 471,637	1 453,453
無形固定資産	4 17,115	4 31,825
投資その他の資産		
投資有価証券	51,642	75,999
その他	94,975	3 98,548
貸倒引当金	11,922	14,551
投資その他の資産合計	134,696	159,996
固定資産合計	623,448	645,274
資産合計	1,368,373	1,609,408
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	307,393	423,729
短期借入金	226,206	272,042
1年内償還予定の社債	30,800	24,260
未払金及び未払費用	123,087	178,508
未払法人税等	4,636	8,115
製品保証引当金	44,320	50,320
その他	75,772	73,936
流動負債合計	812,218	1,030,913
固定負債		
社債	200	25,800
長期借入金	103,676	31,806
退職給付引当金	106,834	103,295
役員退職慰労引当金	929	936
その他	89,102	88,524
固定負債合計	300,743	250,362
負債合計	1,112,962	1,281,275

(単位：百万円)

	平成20年度第3四半期 連結会計期間末 (平成20年12月31日)	平成19年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	657,350	657,349
資本剰余金	432,661	432,661
利益剰余金	720,629	702,432
自己株式	14	14
株主資本合計	369,366	387,564
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,211	10,676
繰延ヘッジ損益	4,062	3,157
為替換算調整勘定	118,304	84,584
評価・換算差額等合計	124,577	70,750
少数株主持分	10,622	11,318
純資産合計	255,411	328,132
負債純資産合計	1,368,373	1,609,408

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	平成20年度 第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日)
売上高	1,658,133
売上原価	1,389,415
売上総利益	268,717
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費及び販売促進費	65,368
運賃	39,373
役員報酬及び給料手当	53,281
退職給付引当金繰入額	3,491
減価償却費	10,688
研究開発費	27,787
その他	48,793
販売費及び一般管理費合計	248,785
営業利益	19,932
営業外収益	
受取利息	5,217
その他	2,334
営業外収益合計	7,552
営業外費用	
支払利息	11,315
為替差損	6,275
その他	5,180
営業外費用合計	22,771
経常利益	4,713
特別利益	
固定資産売却益	1,003
貸倒引当金戻入額	1,131
豪州子会社工場閉鎖費用戻入益	1,838
その他	341
特別利益合計	4,315
特別損失	
固定資産除却損	2,371
早期退職金	3,849
その他	985
特別損失合計	7,206
税金等調整前四半期純利益	1,822
法人税、住民税及び事業税	4,629
法人税等調整額	235
法人税等合計	4,865
少数株主利益	1,719
四半期純損失 ( )	4,763

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	平成20年度 第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	444,160
売上原価	383,352
売上総利益	60,807
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費及び販売促進費	11,140
運賃	10,765
役員報酬及び給料手当	17,025
退職給付引当金繰入額	986
減価償却費	3,523
研究開発費	8,182
その他	14,613
販売費及び一般管理費合計	66,236
営業損失( )	5,429
営業外収益	
受取利息	1,044
その他	179
営業外収益合計	1,224
営業外費用	
支払利息	3,403
為替差損	6,930
その他	1,601
営業外費用合計	11,936
経常損失( )	16,141
特別利益	
固定資産売却益	419
貸倒引当金戻入額	964
その他	378
特別利益合計	1,763
特別損失	
固定資産除却損	1,257
早期退職金	2,697
その他	279
特別損失合計	4,234
税金等調整前四半期純損失( )	18,612
法人税、住民税及び事業税	492
法人税等調整額	1,843
法人税等合計	1,350
少数株主利益	273
四半期純損失( )	17,535

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	平成20年度 第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	1,822
減価償却費	63,217
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,063
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,066
受取利息及び受取配当金	5,872
支払利息	11,315
為替差損益(は益)	3
持分法による投資損益(は益)	1,057
固定資産除売却損益(は益)	1,427
売上債権の増減額(は増加)	51,562
たな卸資産の増減額(は増加)	25,511
仕入債務の増減額(は減少)	71,693
早期退職金	3,849
その他	43,747
小計	13,680
利息及び配当金の受取額	7,990
利息の支払額	10,967
株式譲渡契約に基づく損失補償の支払額	10,896
早期退職金の支払額	6,255
法人税等の支払額	6,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,162
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	69,580
有形固定資産の売却による収入	19,841
投資有価証券の取得による支出	566
長期貸付けによる支出	626
長期貸付金の回収による収入	365
その他	18,660
投資活動によるキャッシュ・フロー	69,226
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	39,162
長期借入れによる収入	115,607
長期借入金の返済による支出	32,413
社債の償還による支出	17,350
少数株主への配当金の支払額	578
その他	6,032
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,069
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,284
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	103,604
現金及び現金同等物の期首残高	360,902
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	666
現金及び現金同等物の四半期末残高	257,965

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

平成20年度第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

## 1. 連結の範囲に関する事項の変更

## (1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、エムエムシーイー・オート・オーナー・トラスト・2008-Aは新規設立のため、新潟三菱自動車販売株式会社は相対的重要性の観点から、連結の範囲に含めている。また、エクス・リーシング・ビー・ブイは新たに株式を取得したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含め、エムエムシーイー・サービス・エルエルシーは、第2四半期連結会計期間において清算したため連結の範囲から除外している。

## (2) 変更後の連結子会社の数

52社

## 2. 持分法の適用に関する事項の変更

## (1) 持分法適用関連会社

## 持分法適用関連会社の変更

函館三菱自動車販売株式会社については、営業上の取引関係がなくなったこと等により、重要な影響力がなくなったため、当第3四半期連結会計期間末において、持分法適用の範囲から除外している。

## 変更後の持分法適用関連会社の数

20社

## 3. 会計処理基準に関する事項の変更

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

## たな卸資産

たな卸資産については、四半期連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、従来、主として先入先出法による原価法、または個別法による原価法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、または個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用している。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が1,269百万円減少している。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。



平成20年度第3四半期連結累計期間

(自平成20年4月1日  
至平成20年12月31日)

## (2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、四半期連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後に開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用できることとなったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しており、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としている。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額として取得したのものとしてリース資産を計上する方法によっている。

これにより、有形固定資産が24,172百万円増加している。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微である。

また、リース取引に関する会計基準等の適用に併せて、従来、ファイナンス・リース取引の通常の売買処理に係る会計処理に準じて仕掛品に計上していた購入品金型の未償却残高を、第1四半期連結会計期間から有形固定資産に計上している。これにより、仕掛品が35,102百万円減少し、有形固定資産が同額増加している。

## (3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結上必要な修正を行っている。

これにより、期首利益剰余金が13,455百万円減少し、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が1,468百万円増加している。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。

## 【簡便な会計処理】

平成20年度第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末における棚卸高は、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出している。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産の減価償却費は、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算している。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

平成20年度第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)			平成19年度末 (平成20年3月31日)		
1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,072,589百万円			1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,280,402百万円		
2. 保証債務等			2. 保証債務等		
(1) 保証債務			(1) 保証債務		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
従業員	2,513	「社員財形住宅貸 金」等に係る銀行 借入金	従業員	2,857	「社員財形住宅貸 金」等に係る銀行 借入金
その他	1,383	銀行借入金他	その他	1,841	銀行借入金他
計	3,896		計	4,699	
(2) 保証債務に準ずる債務			(2) 保証債務に準ずる債務		
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容
イーグル・ウィングス・イ ンダストリーズ・インク	1,319	銀行借入金	イーグル・ウィングス・イ ンダストリーズ・インク	2,028	銀行借入金
計	1,319		計	2,028	
3. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金 から4,500百万円除かれている。			3. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金 から8,000百万円、流動資産のその他及び投資その 他の資産のその他から29,646百万円除かれている。		
4. 当第3四半期連結会計期間末の無形固定資産には、 のれん124百万円が含まれている。			4. 当連結会計年度末の無形固定資産には、のれん252 百万円が含まれている。		

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成20年度第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日)	
現金及び預金	267,965百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	12,572百万円
有価証券(取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資)	2,571百万円
現金及び現金同等物	257,965百万円

## (株主資本等関係)

平成20年度第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び平成20年度第3四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,537,898千株

優先株式 437千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 82千株

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用している。これにより、期首利益剰余金が13,455百万円減少している。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

平成20年度第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	441,437	2,722	444,160	-	444,160
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(15)	-	(15)	15	-
計	441,421	2,722	444,144	15	444,160
営業利益(又は営業損失)	(5,164)	(280)	(5,444)	15	(5,429)

平成20年度第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,649,196	8,937	1,658,133	-	1,658,133
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	(91)	-	(91)	91	-
計	1,649,105	8,937	1,658,042	91	1,658,133
営業利益	18,749	1,092	19,841	91	19,932

(注)1.事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2.各事業区分の主要製品等

- (1)自動車.....乗用車等
- (2)金融.....販売金融等

3.会計処理の方法の変更

(1)棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用している。これにより、従来の方によった場合と比較して、「自動車事業」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,269百万円減少している。

(2)連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号)を適用している。これにより、従来の方によった場合と比較して、「自動車事業」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,468百万円増加している。

【所在地別セグメント情報】

平成20年度第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	284,040	36,036	67,879	26,688	29,514	444,160	-	444,160
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	118,255	7,688	15,645	48,999	17	190,606	(190,606)	-
計	402,296	43,724	83,525	75,688	29,532	634,766	(190,606)	444,160
営業利益（又は営業損失）	(6,825)	(5,970)	1,671	5,905	(2,938)	(8,157)	2,728	(5,429)

平成20年度第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	996,066	175,900	264,836	79,519	141,810	1,658,133	-	1,658,133
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	375,225	19,261	43,388	173,521	182	611,579	(611,579)	-
計	1,371,292	195,162	308,224	253,041	141,992	2,269,713	(611,579)	1,658,133
営業利益（又は営業損失）	18,757	(14,557)	(2,037)	14,350	(1,637)	14,875	5,056	19,932

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....オランダ

(3) アジア.....タイ、フィリピン

(4) その他.....オーストラリア、ニュージーランド、U. A. E.、プエルトリコ

国または地域の区分は、「地理的近接度及び事業活動の相互関連性」によっているが、社内管理との整合性を図るため、前連結会計年度まで「北米」に含めていたプエルトリコを第1四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示している。

この変更により従来と同一の方法に比べ、当第3四半期連結累計期間の売上高は「その他」で17,220百万円増加し、「北米」で15,989百万円減少し、また「消去又は全社」で1,230百万円減少している。当第3四半期連結累計期間の営業損失は「その他」で222百万円減少し、「北米」で216百万円増加し、また営業利益は「消去又は全社」で6百万円減少している。

3. 会計処理の方法の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、「日本」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,269百万円減少している。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）を適用している。これにより、従来の方法によった場合と比較して、「アジア」について、当第3四半期連結累計期間の営業利益が1,468百万円増加している。

【海外売上高】

平成20年度第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	44,085	126,872	58,293	116,171	345,422
連結売上高（百万円）					444,160
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.9	28.6	13.1	26.2	77.8

平成20年度第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	196,471	566,553	178,925	417,427	1,359,378
連結売上高（百万円）					1,658,133
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	11.8	34.2	10.8	25.2	82.0

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

（1）北米.....米国

（2）欧州.....オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ

（3）アジア.....タイ、マレーシア、台湾

（4）その他.....オーストラリア、ニュージーランド、プエルトリコ

国または地域の区分は、「地理的近接度及び事業活動の相互関連性」によっているが、社内管理との整合性を図るため、前連結会計年度まで「北米」に含めていたプエルトリコを第1四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示している。

この変更により従来と同一の方法に比べ、当第3四半期連結累計期間の海外売上高は「その他」で17,220百万円増加し、「北米」で同額減少している。

3．海外売上高は、四半期連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

(有価証券関係)

平成20年度第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	10,764	9,613	1,151
合計	10,764	9,613	1,151

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものは減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額を取得原価として記載している。

(デリバティブ取引関係)

平成20年度第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	74,747	73,441	1,305
	買建	1,377	1,370	7
	通貨金利スワップ取引			
	売建	8,100	216	216
	買建	350	4	4
金利	金利スワップ取引			
	支払固定・受取変動	25,585	490	490
	合計	-	-	596

(注) 1. 時価の計算は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

2. ヘッジ会計及び金利スワップ特例処理が適用されるものについては、記載対象から除いている。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

平成20年度第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	平成19年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 34.82円	1株当たり純資産額 21.81円

## 2. 1株当たり四半期純損失金額

平成20年度第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	平成20年度第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 0.86円 (注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。	1株当たり四半期純損失金額 3.17円 (注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成20年度第3四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	平成20年度第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失(百万円)	4,763	17,535
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	4,763	17,535
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,537,816	5,537,816
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

## (重要な後発事象)

平成20年度第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
該当事項はない。

## 2【その他】

該当事項はない。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武内 清信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。